

資金運用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人公益法人協会（以下「この法人」という。）の資金運用は定款第 11 条の定め及び経理規程第 3 条の定めに基づき、この法人の資金の運用・管理に関する方針、並びに手続について必要な事項を定めるものとする。

(適用される財産)

第 2 条 この規程は、この法人が保有する財産のうち、寄附者の意思又は理事会の決議により保有形態が指定されているものを除き、この法人の裁量により保有する金融資産に適用する。

(運用の基本原則)

第 3 条 この法人は、中長期的な財政基盤の維持・強化を図るとともに、将来の公益目的事業の発展に寄与することを目的として、資金を安全かつ効率的に運用しなければならない。

2 この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を負うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資金運用の方針)

第 4 条 この法人は、資金運用にあたり、リスク許容度（金利リスク・価格変動リスク・流動性リスクのほかインフレリスク等を含む）を勘案し、期待利回り目標を中長期で達成していくために適切と認められる運用対象資産の構成（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定する。

2 基本ポートフォリオは、中長期的な資産運用方針の基盤として安定的に維持するものとする。ただし、経済・市場環境の変化等により前提条件に重要な変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

3 この法人では、投機的な資金運用を行わない。

(資金運用の対象)

第 5 条 資金運用対象は、次のとおりとする。

(1) 預貯金

(2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、事業債等の債券(ただし、償還年限が 10 年を超えないもの)

(3) 金銭債権等の資産流動化商品(ただし、償還年限が 10 年を超えないもの)

(4) 合同運用金銭信託

(5) 投資信託、上場投資信託（ETF）

(6) 上場不動産投資信託、私募不動産投資信託

- 2 前項にかかわらず、理事会がこの規程第3条の運用の基本原則及び第4条の資金運用の方針に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

(債券等の信用格付け)

第6条 前条第1項第2号の債券は、当該債券を取得する時点において、信用格付機関のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付けを取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」「Ba2」相当以下の格付けがないものに限る。

- 2 前条第1項第3号の金銭債権等の資産流動化商品、第4号の合同運用金銭信託は、当該商品または裏付け資産に対し、信用格付機関のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付けを取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」「Ba2」相当以下の格付けがないものに限る。

- 3 第1項及び前項の信用格付機関は次のとおりとする。

- (1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (3) フィッチ・レーティングス (Fitch Ratings)
- (4) 格付投資情報センター (R&I)
- (5) 日本格付研究所 (JCR)

(運用管理体制)

第7条 資金の運用管理の総括責任者は理事長とし、理事長は、資金の運用・管理業務に当たる者として、理事の中から資金運用責任者を、その補佐を行う者として職員の中から資金運用担当者を任命することができる。資金運用責任者、資金運用担当者の職務は別に定める。

- 2 この法人が資金の自己運用を行う場合には、理事長及び資金運用責任者は、外部の専門的知識及び経験を有する有識者に対して、資金運用計画と経過、評価についての意見を求めなければならない。
- 3 この法人は、自ら資産の管理運用を行うほか、理事会の承認を得て、外部の金融機関等に運用・管理を委託することができる。この場合、運用ガイドラインを定めるものとする。
- 4 資金運用計画の実施状況、運用実績及びリスクの状況については、当該運用委託先・管理委託先からの報告その他の適切な方法（投資信託に係る運用会社の開示資料等を含む）により把握・評価するものとする。

(理事会・評議員会への報告)

第8条 理事会は、資金運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

- 2 評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるも

のとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、平成21年6月29日より施行する。(平成21年6月29日理事会議決)

附 則 この規程は、令和8年6月8日より施行する。(令和8年6月8日理事会議決)